



# 災害時における 救援相互運営マニュアル (基本)

※ご注意

このマニュアルは、〇〇地区協議会災害時における救援相互運営規程に基づき、災害時のJC〇〇地区災害支援ネットワークの動きを具体的に記しました。

災害時にすぐご活用いただくことを考え、まずお読みいただきたいお立場の方をページ上に記載してございます。ご活用の際に、ご参考にしていただければ幸いです。

# 目次

## ●災害時における救援相互運営マニュアル

1. JC○○地区災害支援ネットワーク	
概要	2
2. 災害発生～JC○○地区災害支援ネットワーク発動までの流れ	
設立要請～発動	3
3. JC○○地区災害支援ネットワーク災害発生時の組織について	
1) JC○○地区災害支援ネットワーク災害時組織図	4
2) 本部立ち上げ及びその活動	5
4. 被災地の情報収集から支援実施までの流れ	
1) ブロック支援情報本部編	6
2) 支援希望者・支援希望LOM編	6
5. 解散	7
6. システムの引継ぎ	7

※災害時は状況を判断して、ご自分のお立場に該当する部分からお役立てください。

■ご自分のLOM活動地域での災害に支援を要請する場合・・・被災地LOMの皆様	
設立要請～発動	3
JC○○地区災害支援ネットワーク災害時組織図	4
■ご自分の所属ブロックで災害が発生した場合・・・被災地ブロックの皆様 (被災地域を抱えたブロック会長および役員の皆様)	
JC○○地区災害支援ネットワーク災害時組織図	4
本部立ち上げ及びその活動	5
ブロック支援情報本部編	6
■地区協議会内で災害が発生した場合・・・地区協議会役員、事務局、担当委員会の皆様	
設立要請～発動	2
JC○○地区災害支援ネットワーク災害時組織図	4
本部立ち上げ及びその活動	5
ブロック支援情報本部編	6
■発生した災害に支援を希望する方・・・支援希望者、支援希望LOMの皆様	
ブロック支援情報本部編	6
支援希望者・支援希望LOM編	6

## 1. JC○○地区災害支援ネットワーク

### ■概要

- ◎JC○○地区災害支援ネットワークは青年会議所のネットワークを最大限に生かし、災害発生当初から活動がはじまり、被災者の生活を守り、支援する活動が主体となります。
- ◎ブロック支援情報本部の設置場所は原則として当該年度の○○地区協議会事務局に設置されます。
- ◎○○地区協議会内で災害等(※)が発生した場合、○○地区協議会会長と副会長が協議の上、JC○○地区災害支援ネットワークが発動され、ブロック支援情報本部が設立されます。
- ◎ブロック支援情報本部の立ち上げ・運営は規程に基づきJC○○地区災害支援ネットワーク役員、事務局員及び担当委員会が主体となって行います。
- ◎ブロック支援情報本部は多様な依頼や要請と集まってくる支援情報を円滑に調整し支援活動をコーディネートし、ブロック協議会が立ち上げた情報支援本部を後方支援することが役割となります。
- ◎平時より、地区協議会のホームページの作成には、支援要請を受け付けるプログラムを設置します。
- ◎当該年度の前年度に、各ブロック担当者のJC○○地区災害支援ネットワークメーリングリストを作成します。

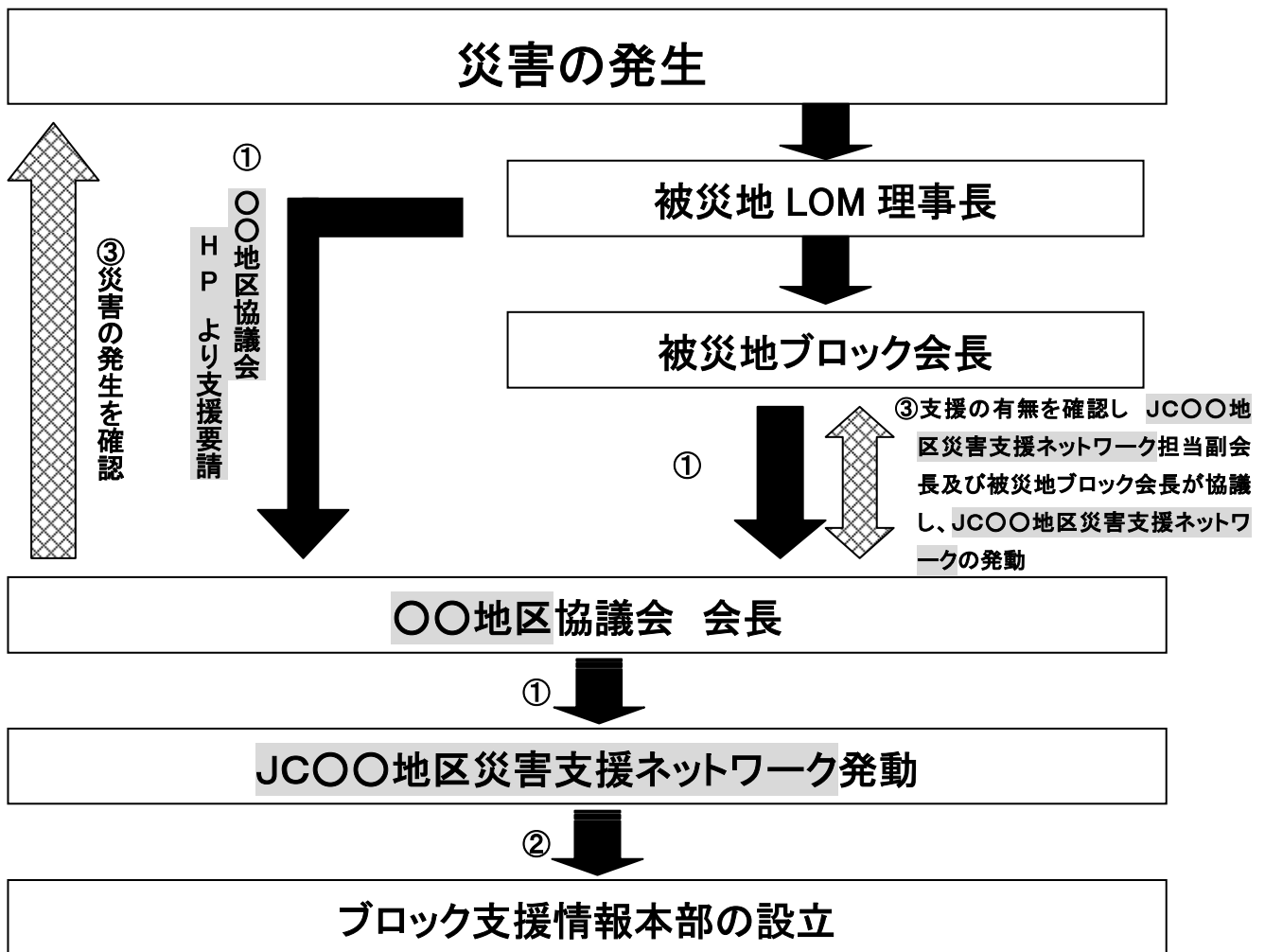
※ 災害等：自然災害や人的災害などを表します。その他、地域で解決できない被害もこれに含まれます。

## 2. 災害発生～JC○○地区災害支援ネットワーク発動までの流れ

※このページは全ての皆様がお読みください。

### ■設立要請～発動

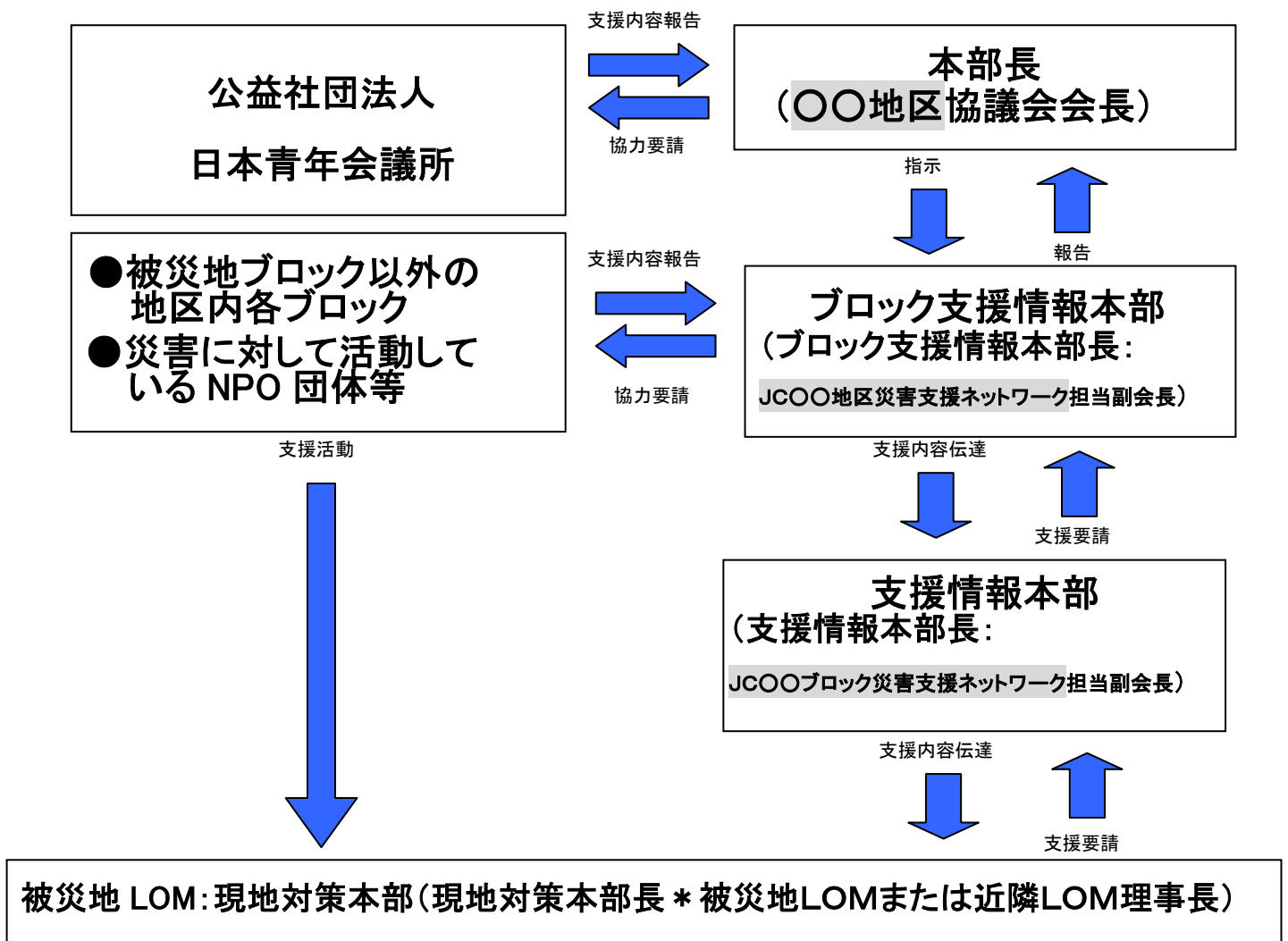
- ①○○地区協議会会長は被災地ブロック会長の要請を受けた場合、JC○○地区災害支援ネットワークの発動を行います。または、被災地LOM理事長から○○地区協議会ホームページを使用し、直接JC○○地区災害支援ネットワーク発動要請を受けた場合は、被災地ブロック長と協議の上、JC○○地区災害支援ネットワークの発動を行います。
- ②JC○○地区災害支援ネットワーク発動決定後は、直ちにブロック支援情報本部の立ち上げを行います。
- ③メディアやその他の情報により災害の有無を知りえた場合、○○地区協議会会長が支援の必要性を考慮し、ブロック会長に支援の有無を確認し、JC○○地区災害支援ネットワーク担当副会長及び被災地ブロック長と協議の上、発動を行う事が出来ます。



### 3. JC○○地区災害支援ネットワーク災害発生時の組織について

※このページは全ての皆様がお読みください。

#### 1) JC○○地区災害支援ネットワーク組織図



#### ■ブロック支援情報本部の主な役割

- 支援情報本部からの被災地域、被災者の現状やニーズの情報収集。
- ○○地区内被災地以外のブロック、災害に対して活動しているNPO等への協力要請及び支援内容の把握。
- ○○地区内関係諸団体と連絡調整し支援情報本部へ連絡。
- 支援情報本部と支援活動情報を共有する。

## 2)本部の立ち上げ及びその活動 ※このページは〇〇地区協議会役員、ブロック役員の皆様がお読みください。

### ①本部の立ち上げ

JCOO地区災害支援ネットワーク発動後、〇〇地区協議会会長は本部長に就任し、直ちにブロック支援情報本部を立ち上げます。また、ブロック支援情報本部長はJCOO地区災害支援ネットワーク担当副会長が行います。

※〇〇地区協議会すべての役員は所属するブロック内にある、すべてのLOMに本部立ち上げを報告し協力体制を確保します。

### ②各本部の準備事項と活動

#### ブロック支援情報本部

情報ルートの確保。

↓

〇〇地区HPにJCOO地区災害支援ネットワーク情報受発信の掲示板を立ち上げます。

↓

〇〇地区協議会内のブロックにJCOO地区災害支援ネットワーク発動の報告を各ブロック代表者にメールします。

↓

支援情報本部と連絡を取り、被災状況を把握し被災地で必要とされる人的・物的・経済的支援の内容を確認します。

↓

被災地ブロック以外の地域で地理的要素等を考慮し、各ブロック会長と協議の上、支援担当を決定し支援情報本部に連絡します。

↓

支援要請後、各ブロックから支援の申し出が来るまでに下記の内容をブロック支援情報本部が支援情報本部と協議します。

- ◎人的支援
  - ・技術職の確保
  - ・受け入れ態勢の有無
  - ・被災地までの交通手段の確保
  - ・備品情報
  - ・ボランティア保険の必要性
- ◎物的支援
  - ・現地受入れ窓口の有無
  - ・輸送手段の確保
  - ・ニーズへの適合性
- ◎経済的支援
  - ・銀行口座の開設指示
  - ・募金方法

被災地ブロック以外の全ての支援窓口はブロック支援情報本部が行います。

↓

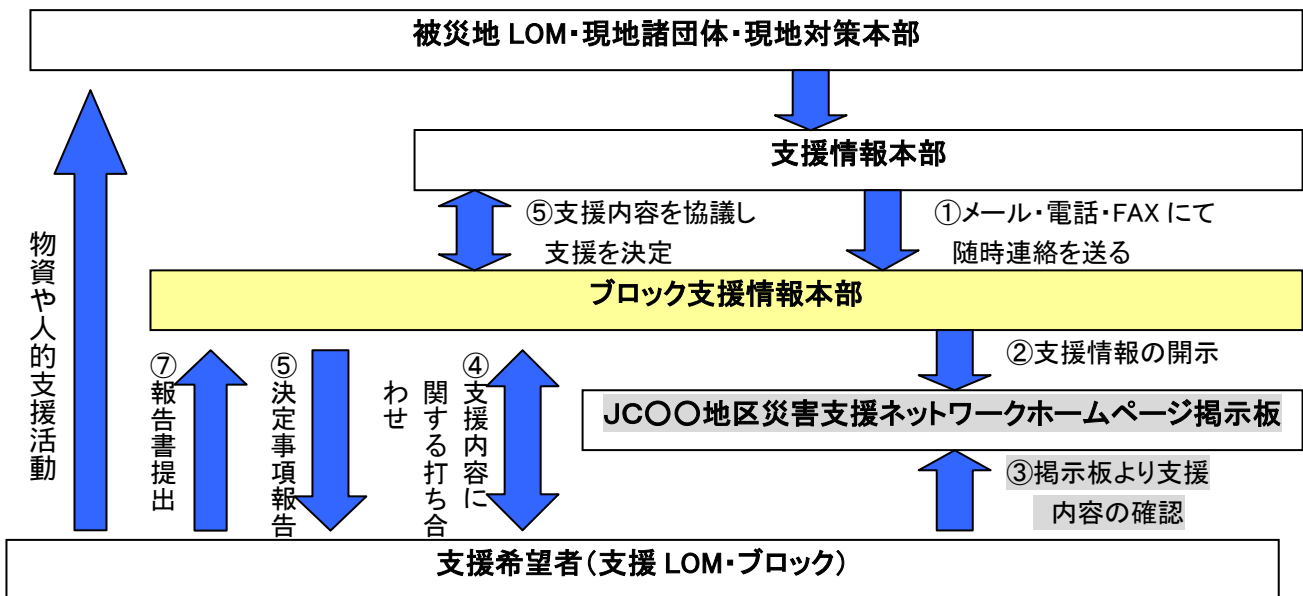
各ブロック会長の要請後、支援情報が不足と判断した場合、本部長と副本部長が協議し本会への要請依頼を行います。

## 4. 被災地の情報収集から支援実施までの流れ

※このページは〇〇地区協議会役員、ブロック役員、支援希望者、支援希望LOMの皆様がお読みください。

### 1) ブロック支援情報本部 編

- ①支援情報本部： ブロック支援情報本部にメール・電話・FAXにて随時報告します。
- ②ブロック  
支援情報本部： 支援情報本部からの被災地の状況や支援要請を受けて各ブロック会長と協議の上、地理的要素や様々な要素を考慮し担当エリアを決めてJC〇〇地区災害支援ネットワークホームページの掲示板に支援要請情報を掲示します。
- ③支援希望者： JC〇〇地区災害支援ネットワークホームページにて被災地からの要請を確認し、自分たちで出来る支援内容をLOMまたはブロック協議会を通してJC〇〇地区災害支援ネットワークホームページより申し込みを行います。
- ④ブロック  
支援情報本部： 人的・物的支援を問わず支援方法や支援内容の詳細を支援希望者と打ち合わせします。これは現地での混乱を回避する為に大変重要な打ち合わせとなります。
- ⑤ブロック  
支援情報本部： 支援希望者からの支援内容を支援情報本部と協議し支援を決定します。この時に、搬送ルートなどを希望者に知らせます。
- ⑥支援希望者： 決定した日時や内容に基づき物資や人的支援活動を行います。
- ⑦支援希望者： 支援希望者は支援活動後、必ずブロック支援情報本部に支援内容の報告を行います。



### 2) 支援希望者・支援LOM 編

※支援希望者または支援LOMは次の手順により支援を行ってください。

- ①ブロック支援情報本部設立後、各ブロック代表者にJC〇〇地区災害支援ネットワーク発動の報告メールが届きます。
- ②JC〇〇地区災害支援ネットワーク掲示板を確認し支援を行う意思がある場合は掲示板に書き込みを行います。
- 書き込み事項・ブロック及びLOM名・担当者名、連絡先・支援可能な事項(技術者の有無等)・支援実施予定日時
- ③ブロック支援情報本部より担当者宛てに支援の内容等について確認の連絡が入ります。
- ④③にて確認した事項についてブロック支援情報本部と支援情報本部が協議し、報告内容で問題がなければ、支援の最終意思を支援情報本部に伝えます。
- ⑤支援実施。
- ⑥支援活動終了後は必ずブロック支援情報本部へ報告をしてください。報告事項:実施日時、人数、作業内容、気づいた点等

## 【支援についての注意点】

### ◎人的支援

- ・現地に入るまでの交通手段の確認をしてください。
- ・作業内容に準じた服装で現地に入ってください。
- ・持ち込み機材及び食材等の管理。特に食材を持ち込む場合は、衛生管理と共に使用した食材の持ち帰りを徹底してお願いします。
- ※機材の紛失、盗難等の責任は一切負いませんので、各自で管理してください。
- ・現地到着後、必ず現地対策本部に登録をお願い致します。同時にボランティア保険の加入もお願いします。
- ・現地作業終了は、必ずブロック支援情報本部ならびに現地対策本部への報告を行ってください。

### ◎物的支援

- ・食材(消費、賞味期限のある物)等の支援はできません。食べ物等の支援をおこなう場合は、炊き出しとして現地にて作業を行ってください。
- ・物資搬入先の確認をしてください。
- ・物資の内容と数量を必ず明記してください。

## 5. 解散

- ・災害時における救援相互運営規程に基づき目的が達成と判断された場合、JC○○地区災害支援ネットワークを解散します。ただし、災害発生が年度の終盤で、年をまたいで復旧しなくてはならない場合は、JC○○地区災害支援ネットワークは継続して設置することが出来ます。

## 6. システムの引継ぎ

- ・年度切替えにおける引継ぎについては、当該年度担当委員長(担当議長)と次年度担当委員長(担当議長)がシステムの引継ぎを行います。システム上の引継ぎはホームページ管理者同士のシステム全体の引継ぎを行い、①JC○○地区災害支援ネットワーク設立要請の受付アドレス、②申請受付アドレス③支援情報受付アドレスの3点を変更しなければなりません。

2010年 ○月 ○日施行

2010年 ○月 ○日改訂・発行

編集:2010年度 公益社団法人 日本青年会議所 ○○地区協議会 ○○委員会